1 0 年 保 存

機 密 性 1 令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで 基賃発 0205 第1号 令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃 金 課 長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類(以下「旧産業分類」という。)に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示(同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。)がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

ついては、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 日本標準産業分類の改定の概要等
 - (1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」(カンマ)の「、」(読点)への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	_		食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
	561	5611	百貨店,総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を
	562	5621	総合スーパーマーケット	分割して新設
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」(カンマ)が「、」(読点)に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること(例えば、旧産業分類における「管理,補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業,舶用機関製造業」等)。

- 2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い
 - (1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとすること。

この場合の申出の受付けに際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとすること。 なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、 その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、 新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとすること。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議 会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

別添1-1抜粋添付

別添1-2及び別添2は添付省略

官

表示であっても、この告示による分類によること 用する。ただし、施行日前に作成する公的統計の 条第三項に規定する公的統計をいう。)の表示に適 ら施行し、同日以後に作成する公的統計(法第一 する分類を次のように定め、令和六年四月一日か という。)第二十八条第一項の規定に基づき、法第 一条第九項に規定する統計基準として、産業に関 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法

年三月三十一日限り廃止する。 平成二十五年総務省告示第四百五号は、令和六

令和五年七月二十七日

日本標準産業分割を設定する目的 統計基準の名称 日本標準産業分類

の向上を図ることを目的とする。 当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用 日本標準産業分類の内容 公的統計を産業別に表示する場合において、

利事業と非営利事業がともに含まれるが、家 第2項 事業所の定義 計における主に自家消費のための財又はサー のであり、実際上は、同種の経済活動を営む 供給において類似した経済活動を統合したも ビスの生産と供給は含まれない。 事業所の総合体と定義される。これには、営 における産業とは、財又はサービスの生産と 日本標準産業分類(以下「本分類」という。)

所的単位であり、原則としてその経済活動に 次の二つの要件が備わっているものをいる。 本分類における事業所とは、経済活動の場 (1) 単一の経営主体により、一区画を占め て継続的に行われていること。 て行われていること その区画において、人及び設備を有し

所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、 娯楽場、学校、頻覧、役所、駅、鉱業所、農 家等と呼ばれるものである。 具体的な事業所とは、例えば、工場、製作

1

総務大臣 松本 剛明

事業所とする。

(3) 日々従業者が異なり、賃金台帳も備え 場所が離れていても原則として別の事業 所とせず、それらを管理する事業所に含 られていないような結所、派出所等は、

敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・ いる事務所、営業所又は事業主の住居を 事業所とせず、それらの活動を管理して 漁業の経済活動については、その場所を 体・漁業以外の経済活動が行われている なお、農・林・漁家の場合、一橋内(屋

Ż

があるものとする。

占めている場合に限り、住居に事業所

事業からの収入が収入の主な部分を

のであればそれを一区画とし、複数の経営主 における経済活動が単一の経営主体によるも が一定の場所において経済活動を行っている れを一区画とする。 体によるものであれば経営主体ごとにそれぞ 場合、その場所を一構内とした上で、一構内

の又当つきる無国を一又国とみなすことがあ うことができない場合には、経営諸帳簿によ 活動が行われている場合には、それぞれを別 する場所において単一の経営主体により経済 は、道路等により隔てられた二つ以上の近接 おる衛田を一区国とみなずことがある。宮ス 営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱 の区画とすることが基本である。しかし、経 上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿 (以下「総営諸敷簿」という。)により区別で このように区画を識別し難い場合には、売

様のものがあることから、便宜上、次のよう に取り扱う場合がある。 他方、経済活動の行われる態様は、多種多

(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他 人タクシー等の場合は、事業主の住居を に特定の事業所を持たない移動販売や個

第1項 産業の定義

(2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居 は、本人の住居を事業所とする。 において個人で経済活動に従事する場合

みなす。

(4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・

場合は、別にそれらの事業所があるもの

区画を識別する際には、一以上の経営主体

を一事業所として扱う

業、公営競技の事業等については、当該

また、国、地方公共団体が行う公営企

企業、事業等を行う機関ごとに一事業所

国、地方公共団体については、法令に 基づいて設置される独立した一つの機関

とは別の事業所とする。

営主体が、同一構内に学校を経営してい

なお、教育以外の事業を営んでいる経

育法 (昭和22年法律第26号) に規定する

学校、専修学校又は各種学校とする。)。

る場合、その学校は、教育以外の事業所

(9) 統計調査の目的によっては、役員等は

存在するが、設備を専有していない法人 等の場合に、登記上の所在地を事業所と

とする

めて一事業所とする。

合は、次のように取り扱うことがある。 取扱いに若干の相違が生じることがある。 が困難な場合、統計調査によっては事業所の 例えば、住居で経済活動が行われている場 以上のほか、事業所の有無を確定すること 住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請が なされている場合、下請の事業所をその元請 業者の下に一括する場合がある。 限り、住居に事業所があるものとする。 業所があるものとする。 雇用者のある場合に限り、住居に事 看板類似の社会的標識のある場所に

業主の住居) に含めて一事業所とする。 人経営等で事務所を持たない場合は、事 とせず、その現場を管理する事務所(個

建設工事の行われている現場は事業所

の管理責任者が置かれていない場合は、 その管理責任者のいる機関に含めて一事 ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等 場合は、その機関ごとに一事業所とする。 織上の機関(保線区、機関区等)がある 繋形とする。 一構内に残じかの組

(7) 一構内に二つ以上の学校が併設されて いる場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする (この場合の学校とは、学校教

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定

第3項 分類の基準 本分類は、事業所で行われる経済活動、す

なわち産業を主として以下のような分類の基 準に着目して区分し、体系的にまとめたもの (1) 生産に投入される財又はサービスの種

財又はサービスの生産方法(設備又は

生産される財又はサービスの特徴 (用

第4項 分類の構成 草等に用いられるものである。 業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表 本分類の構成は、大分類、中分類、小分類 なお、本分類は、統計調査の対象となる確

第5項 分類の適用単位 析の分類番号によりそれぞれ表記する。 及び細分類から成る4段階の階層とする。 を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4 ファベットにより表記するほか、中分類項目 層の記載に当たっては、大分類項目をアル また、分類項目名以外による本分類の各階

の定義に示す事業所である。 本分類を適用する単位は、第2項の事業所

官

用することができる。なお、国勢調査等にお いて、個人を単位として本分類を適用しよう 別に分類しようとする場合には、本分類を準 営の事業主) を単位とし、その企業等を産業 本分類を適用することにより、それを行うこ とする場合には、その個人の属する事業所に として、経済活動を行う会社や法人、個人解 他方、経済センサス等において、企業等(主 るものと同様に取り扱うものとする。 工サービスの提供は、一般消費者世帯に対す

る場合がある。 ば、転換前の事業を主要な経済活動とす 前の事業に復帰することが可能であれ が一時的であって、設備等からみて転換 を主要な経済活動とする。しかし、転換 所については、原則として転換後の事業 1年以内に事業の転換が行われた事業

(2) 季節によって定期的に事業を転換する 場合は、調査期日に行う事業とは関係な く、1年間を通じての主要な経済活動と

米の経済活動以外の一時的な要因によるもの 消費者に提供されるサービスを細分類項目で 売する財及び自企業内も含めた他事業所又は

とらえたものである。なお、その事業所の本

本分類における経済活動とは、生産又は膨 本分類により事業所の産業を決定する場合

事業所で行われている経済活動による。

割合を占める活動によって決定する。街 ることとし、産業はこれらの中で最も大きな 又はそれらの活動に要した従業者数等を用い 生産される財の産出額、取り扱われる商品の 場合には、付加価値を代理する指標として、 付加価値によって決定されるのが最良であ れる商品又は提供されるサービスに帰属する ら複数項目のうち、生産される財、取り扱わ する。この場合の主要な経済活動とは、これ 販売着、提供されるサービスからの収入額等 るのは実際上困難な場合があり、このような る。ただし、個々の付加価値の情報を入手す 複数の分類項目に該当する経済活動が行われ でいる場合は、主要な経済活動によって決定

なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加 分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も 同様の方法で小分類、細分類を決定する。 決定された大分類に該当する経済活動を中 きいものによって大分類を決定する。次に 複数の分類項目に該当する経済活動を行っ 類へと適用する。特に、一事業所において 付) する場合は、上位分類から順次下位分 大きいものによって中分類を決定し、以下 大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大 ている場合は、まず、それらの経済活動を 事業所の産業をこの産業分類に適用(格

事業所の産業は、次のように取り扱う。 また、事業転換、体業中、設立準備中等の

の分類項目に該当する経済活動が行われてい 産業の決定においては、一事業所内で単一 休業中又は清算中の事業所の産業は、

うに取り扱う 持株会社といわれる事業所の産業は、次のよ 支所等の産業は、原則として、管理する 主として管理事務を行う本社、支社、

活動に基づき分類すべき産業中分類に小 なお、全事業所を通じての主要な経済

機関の事業所が分類される。

町村役場及びそれらの地方の事務所等におい 地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所 うち、国会、裁判所、国の行政機関及びその 務の分類には、国又は地方公共団体の機関の は同一項目に分類される。本分類における公 あって、公営、民営を関わず同一の経済活動

て、立法事務、司法事務又は行政事務を担う

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象 う事業所」の該当項目に分類する。 いる小分類「管理、補助的経済活動を行 分類されるべき産業中分類に設けられて は、経営主体の主たる経済活動によって 保安等の支援業務を行う事業所について として、輸送、保管、清掃、参理・整備

分類「管理、補助的経済活動を行う事業 主要な経済活動と同一の分類項目に分類 所」に該当する分類項目がない場合は、 の産業が分類されるべき産業中分類に小

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営 行わず、経営権を取得した会社に対する 権を取得した子会社に対する管理機能を 持つ、いわゆる事業特殊会社である事業 社の管理業務である場合には、主として 所は、当該事業所の主たる経済活動が会 管理機能(経営戦略の立案・排進、経営 を決定するが、会社としての事業活動を 管理業務を行う本社の場合に準じて産業

活動によって決定する

ごき、その経済活動が分類されるべき産 目に分類する。 補助的経済活動を行う事業所」の該当項 業中分類に設けられている小分類「管理 全事業所を通じての主要な経済活動に基

主要な経済活動と同一の分類項目に分類 所」に該当する分類項目がない場合は、 分類「管理、補助的経済活動を行う事業

なお、主たる経済活動を行う主事業所

休業又は清算に入る前の経済活動によっ

(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済

のみを対象として支援業務を行う事業所及び 本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所 的な方法であるが、主として管理事務を行う 以上が事業所の産業を決定する場合の原則

第7項 公務の範囲

よって決定する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこに おいて行われている主要な経済活動に

技術サービス業」の『純粋持株会社

を持つ、いわゆる純粋持株会社である事 の管理・指導、経営資源の最適配分等) 業所は、大分類「L一学術研究、専門・

本分類は、経済活動の種類による分類で

第2章 分類項目表 数される 大分類項目表 う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分 大分類 大分類 ただし、公務以外の産業と同様の業務を行 農業、 林葉

大分類 大分類 大分類 建設業 鉱業、採石業、砂利採取業 製造業

大分類 大分類 大分類 大分類 大分類 大分類 大分類 学術研究、専門・技術サービス業 不動産業、物品賃貸業 **企融業、保険業** 卸売業、小売業 情報通信業 運輸業、郵便業 電気・ガス・熱供給・水道業

サービス業 (他に分類されないもの) 複合サービス事業 医療、福祉 教育、学習支援業

大分類 大分類

生活関連サービス業、娯楽業 宿泊業、飲食サービス業

大分類

大分類

公務 (他に分割されるものを 除く)

大分類 4 分類不能の産業

0.20分 木の面の南海、福辺的港 済活動を行う事業所		0200 主として管理事務を行う	行う事業所 (02 林業)	3	株 小 場 で	- 62	0141	014 歴典サービス業	0134 観型ターロス米(野区米		0133 穀作、野菜作・果植作以	0132 野菜作・果樹作サービス	0131 穀作サービス業	013 (原来リーロへ来 (屋はサービス兼を除く)	0129 その他の番組職業	- 14	-64		100		012 台組製業	GTTO	政権				0114 果樹作曲※	0113 野菜作農業 (きのこ類の) 非核を合む)	米作以外の製作農業	0111 米作農業	011 耕種農業	済活動を行う事業所	0109 その他の管理、補助的経	0100 土として百里事務を行う 本社等		010 管理、補助的経済活動を	少万数 層刀被 番 号 番 号	- 36	A	小・細分類項
				040	7.0	小分類	中分類		039								031				000	080	非分類	中分類	大分類		029					024				940	093	022		021
0409	0400	0400			, m	銀分額		0321	GTOO	0310	0317	0316	0315	0314	0312	0311		0000	0309	0300		1	雄分野 本	03	B 漁業	0299		0249	0243	0242	0941			0239	0231		1221	200	0211	
たの他の管理、他則的結 済活動を行う事業所		主として管理事務を行う	強制)	行う事業所(OI 水産養			*		名を担当を					型 表 型 表 型 表 型 表 型 。 日 表 翻 省 基		_	海面漁業	済活動を行う事業所	予の名の映画	主ながて管理事務を行う	行う事業所(03 漁業)			漁業(水産養殖業を除く)	樂		その他の林業		MC at		数字キーで7番	共耕 キープス 縁	楽(白の一般の表語や序へ)	その他の特用林蔗物生産	製辦炭業	に類の栽培を除く)	茶の圧屈者	素材生産業		
											100	120		053			260	029				051						050	非なが	神分類	大分類	1	2110	0.49						041
0549	0040	0120	0000	0546	100	0544	0543	0.57	0549	0541		0532	0531		0522	1360	0591	Gren	0513	0512	0511			0509	0000	2100		d	地 地 遊	00	雅	1250	2401	CITA	0410	0414	0413	0412	0411	
たの他の採む薬、物・物利・玉石採取業	20mm 10mm					大理石程石業	安山岩·同類似岩石採石		17年当出任	花こう岩・同類似岩石探	採り来、ジ・ジャ・エウ	大然为人		原油・天然ガス鉱業		白文選集(ロジリンギャ	古典、其果與米		122			金属鉱業			土として常理事物を行う本科等		行う事業所(05 鉱業、			返来、採石案、炒利採収案	《白来、形		10分三族治米	七子団帯察験			換閱養殖業			海面養殖業
	066		065			064		063				062		061					000	m 75	小分類	中分	大分類						059											055
0661		0651		1100	0641		0631		0623	0622	0621		0611			0609	0600			The Party of	整化整	夏 06	D	0599	0594	0593	0592	0591			0559	0557	0556	0555	0554	0553	0552	0551		
			木造建築工事業	与张小学 (大百百代)		単楽二世票 (不近単楽二事業を除へ)			しゅんむし工事業	造間工事業		土木工事業(舗装工事業を除く)		1	済活動を行う事業所		主として管理事務を行う		行力事業所(06 総合工			中分類 06 総合工事業	建設業	他に分類されない鉱業	滑石鉱業	けいそう上鉱業	スソマナムマ興味	整性自士鉱業	その他の鉱業	海		200	天然けい砂鉱業	けい石鉱業	長石鉱業	ドロマイト鉱業			たメント原葬用に服め)	総業原料用鉱物鉱業(耐みを、関連の

229				225		224							223	222		221			排 号 220	中分割		
2255	2254	2253	2251	1000	2241		2238	2236 2237	2235	2234	2232	2231	1222		2212		2209	2200	世世代	整 22	2194	2192 2193
5 般調製造業 その他の鉄鋼業 1 鉄鋼シャースリット業		3 跨網製造業	_			材を除く) 表面処理鋼材製造業	8 仲級業 9 その他の製鋼を行わない 鋼材製造業 (表面処理鋼	6 磨棒網製造業7 引技網管製造業	伸鉄業	3 在国口一分成型形置设置 無			1 別語・設置圧延業 製鋼を行わない鋼材製造 業(表面処理鋼材を除く)	提覧・		製鉄業			類 号 管理、補助的経済活動を	菜	94 跨型製造業(中子を含む) 99 他に分類されない緊集・ 十石製品製造業	
		235			234				233				200	990		231			230	小分類 報告 書	O.E.	
2352	2351	au r	2342	2341 1	**	2339			44	2329		2321		2319			2309	2300		組分類番号	#	2292 2293
非鉄金属鉄物製造業(銅・同合金銭物及びダイカストを除へ)	劉・同合金錦物製造業(ダイカストを除く)	非鉄金属素形材製造業	光ファイバケーブル製造業 (通信複合ケーブルを 会す。)	電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを 深へ)	電線・ケーブル製造業	小の街の井敷金属・回台金用塩漿(抽角、神田) 今中間製(抽角、神田)	アアミニウム・回名会用が兼(抽食、再出しる合物・一種)、	(曲年、坪田しを含む) 年銅品製造業	井鉄金属・同合金圧延業	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属	強・精関薬(アルミニウ ム合金製造業を含む)	組第2次製鋼・精製業 (鉛合金製造業を含む) アルニーウト第2分割	治理・	への他の非教会属第1次 製錬・特製業 非準へ面積の示量等	知第1次製練・精製業 亜鉛第1次製練・精製業	非鉄金属第1次製鋼・精製業	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社等	管理、補助的経済活動を 行う事業所(23 非鉄金 関製造業)		他に分類されない鉄鋼業 鉄金属製造業	鉄スクラップ加工処理業 鋳鉄管製造業
				243							242		241			240	数分小数数に	+44	239			
																	in the	45				2353
2439		9433	2432	2431	2429	2426	2425		2423	2421		2411		2409	2400		2 種の	2399	2391	2355	2354	ಜ
439 その他の販房・御理技器 製造業(電気機械器具、 ガス機器、石油機器を除 く)		当業	version and		その他の金物質製造	2426 農業用器具製造業 (農業 用機械を除く)	2424 作業工具製産業 2425 手引のこぎり・のこ刃製 造業	葉(やすり、 食卓用 刃物を	利器工匠具・手道		洋食器·刃物·手道具· 金物類製造業		済活動を行う事業所 プリキ缶・その他のめっ きだ監督に耐災機	本計算、日本計算			(2) 必須製品製造業 (2) 必須製品製造業 (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2399	その他の非鉄金属製造技感料製造業		2354 非鉄金属ダイカスト製造 業 (アルミニウム・同合 金ダイカストを除く)	33 アルミニウム・同合金ダ イカスト製造業
	通风:每小双历数围发归	当業		暖房・調理等装置、 工事用附属品製造業 配管工事用製属品製	その他の金物質製造	機業用器具製造業 用機械を除く)	作業工具製道業 手引のこぎり・のこ 造業	禁(やすり、のご食卓用刃物を除く	利器工匠具・手道		洋食器·刃物·手道具· 金物類製造業	の数字数回数画業 プリキ宙・その句の必必依等数回数追案	済活動を行う事業所 プリキ缶・その他のめっ 本部級監印製活動	本計算、日本計算	コンサ米)で、24 田崎戦 田敷油業)		15	2399 他に分裂されない非数減製造業 24 公屋割り制ませ				アルミニウム・同合金 イカスト製造業
その他の極弱・御理技體 製造業 (電気機械器具 ガス機器、石油機器を除 く)	通风:每小双历数围发归	治國・山子薩伽神祖維祥		暖房・調理等装置、配管 工事用附属品製造業 配管工事用附属品製造業	その他の金物質製造	農業用器具製造業(農業 用機械を除く)	作来上兵製道来 手引のこぎり・のこ刃製 造業	禁(やすり、のご食卓用刃物を除く	利器工匠具、手道具製造		手道具· 2461	の東半枚四枚両米 プリ井田・小の台のめり が表帯戦昭戦治経	済活動を行う事業所 プリキ缶・その他のめっ 2453 本括集報日製活動	本計算、日本計算	コンサ米)で、24 田崎戦 田敷油業)	管理、補助的経済活動を	北海安田安垣来	2399 他に分割されない非鉄金 関製造業 24 今曜朝日報注意			非鉄金属ダイカスト製造 業 (アルミニウム・同合 金ダイカストを除く)	アルミニウム・同合金ダ イカスト製造業

官	報	(号外第 157号)
	3.9%	

9

令和5年7月27日 木曜日

		T			П							T		П					Т			I			П						П	T
									259							253				252						251				250	等分分	- 93
2599	2596	0,000	2020	2000	2593	2692	40004	9501		6000	2534	2533	2002		2531	2003	2626	2522	2521		2519	2513		2512	2511		2509	2500			単なり	25
名譽廣東・回馬分品製造 泰甲林(在文學的・泰羅)	他に分類されないはん用機様・管理製造業	ロステノンノンを対象	対理以、行う理別知识権	The same of the sa	バイブ国エ・バイブ階属	华·阿斯莫伯数治策	2000年 日文教育文章	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	その他のはる用機技・回	造業	工業就有製造業(機能物)	物液運搬設備製造業	オレスータ・エスカレータ製造業	整成、11心整成水深八)	造業 動力伝導技術製造業(五	会の発生を表した。	第一四国教授政治	空気圧蓄機・ガス圧縮	ポンプ・同数置製造業	ボング・圧爆機器製造業	その他の原動機製造業	は4、用内感機関製造業	ガターアン製造業(衛用・水等へ)	紫宮機関・ターパン・木	ボイラ製造業	ポイツ・関係機関治薬	市の他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	主として管理事務を行う	廣東街口思山(村)	管理、基礎的議及活動を 行う事績所(25 はん用		はん用機械器具製造業
		266	847		A / AA		266	6.3	6.7		65 (B)			136	6.5	. 63		4	h2	263			262			261	12			260	単 5 単	- 98
2662 4	2661 4	4	Dia3		1.1780			2645 包	2644		2643 7			2635	20.34		2000		2631 (1	201	2021		121.6	H 1100		100	2609			C) till	期25 第 号	26 生産
帝属加工職業技術機(金	金属工作機構製造業	金属田工藤華銀計論	日州属芸術製造業	THE PERSON NAMED IN	等的长度数位来 2.45年11.24年11.35年		基礎素材產業用機械製造	包括,指近機械製造業	四侧,熨本、紙工機模型 近乘	10 所	ステンド部・団角産業団	河的温東・国际質問日常	or on the last section in	群級湯東敷田等はませ	具,把國品數造業	免色整理仕上機械製造業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	COLUMN TO THE PARTY OF THE PART	元学被音音表· 步指音表	選群職兼製造業	是 第	STREET STREET	部が選集・終日選集改計	田様耳作等へ)	郷以を寝へ)	機能用機械製造業(機能	その他の管理、補助的語 済活動を行う事業所	共立して甘葉学館を行う	(漢明年版近常)	管理、補助的経済活動を 行う事業所(26)生産用		出资用编载等以提出制
9 10			273	6	a te	19	. N		272	14		271	19	14	404	2000年 2000年 2000年	. 98		19 1	9	2		9	2	269		to 14		267	19		6
0 18.22		- 20	mi s	X 6272		2722 4	1272		1.2.1	2719 4	2711 #	n q	2709 -	2700	di Titri		*	1		7 PBS6	2693		M conse	2691 4	St. As		2672 5		-ie	2664 #	21.58	£ 0.047
本面に対応制	BOW DE SERVICE STATES OF THE PARTY.	・対策機・影楽機械器	W 1	原田高東地口型沿路	4 766	然是田裔書数指統			ヤーバス田・鉄条田職業	その他の単格用機製器具 数治療	推写模型运输	明報 正確 は 間 四 数 活 性 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	その他の信息、後期的を	生たして哲理多勝を行う	の分、moderateのでは、 なら多様所(27)株民田 歯裏部の動物を	A 14 TO SECURITY OF SECURITY O	物用機械器具製造業	e被·阿部分品数近果	語に分類されない生産用	が、ことはは一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	真空装置,真空機器製造	789		・留分部回・歴念田製金	小の色の生産田養養・国	フム放送装置放送装	半等体製造装置製造業フラットバネルディスプ	ナイベファイ製造装置製造業	井郷体・ブラットバネル	職実工具製造業(粉末や合業を張へ)	数治線 (義養工具、食型 や際人)	の関係・明めが田田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田
			282	-					281				000		E 2		276				275					274						
2823	2822		2821			281.4	2813	7017		2809	2800			が	5	-		2753	2752	2751		2744	2743		2741				2738		277 ME7Z	2133
コネクタ・スイッチ・リレー製造業	音響部品・概候ヘッド・ 小形七ーター製造業	基品製造業	場十号的財政策 高茂雄・コンドンキ・巻	ネル製造業	機器パネル・フラットバ	対域を「お客へ」	と 調体素子製造業 (光角 製造業/大阪/	新 · 电线位表	電子デバイス製造業 電子開覧主義	その他の管理、補助の概 好活動を行う事業所	土につては年中間をロン本社等	煙許勝)	では、他的の気がは影らたり、他の一般性所(58 株子店)の一般性所(58 株子店店・水ズイス・株子店店	が	国路製造業		予能数的制	光学概念出フリス・ブラ	・茨里田義実・	顕微鏡・望遠鏡等製造業	光学権実譜系・アンス数 遺操	他科材料製造業	双委正品製造器(慰修正 双委査実譜以外にむ)	做科用機械器具製造業	所表王秦東昭江西 出 新 五 東 明 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	医療用機械器具・医療用	超區機械提出,现代學機 減超其製冶藥	その他の計画器・拠定 器・分析機器・反撃機・	相合徐建集物汇股出版	以源森坦山林	用語	15.75m。 克里尔·农里尔 导致运输

			292					291			290	小分類 番 号	- 99		289			285		284		283
2929	2923	2921		2915	2914	2913	2911		2909	2900		番分類	29 1	2899		2859	2851	100	2841	2002	2831	1000
その他の産業用電気機械 器具製造業 (車両用、船) 舶用を含む)	內然被國電技品製造業 電気炉·電熱装置製造業	電気溶接機製造業	產業用電気機械器具製造 業	配線器具、配線附属品製造業	配電盤·電力制御装置製造業	器用を除く) 電力開閉装置製造業	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業変圧器類製造業(電子機	発電用·送電用·配電用 電気機械器具製造業	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社等	管理、補助的経済活動を 行う事業所(29 電気機 械器具製造業)		電気機械器具製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他のユニット部品製造業	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット・カントロールユニット製造業	1179ト部品製造業	電子回路基板製造業	元ディスク・酸気ディスク・磁気デーブ製造業電子回路製造業	半導体メモリメディア数 造業	記録メナイノ製造業 米漬ケノエリノニュラ曲
			301			300	小分類 選分小		299		29				296		295	299	90			293
3013		3011		3009	3000		発金を開発を開発を	2999		2972 2973	2971	5962	0000	2961 2962		2951 2952	2942	2941	2939	2933	2931	
無製通信機械器具製造業 ラジオ受信機・テレビ ジョン受信機製造業	語機・PHS電話機製造業	有線通信機械器具製造業スマートフォン・機器館	通信機械器具·同関連機 械器具製造業	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社等	管理、補助的経済活動を 行う事業所(30 情報通 信機械器具製造業)	信報通信裁裁結果設造業	その他の地気機械器具製造業	その他の亀気機械器具製 造業	工業計器製造業区療用計測器製造業	電気計測器製造業 (別掲 を除く)	たの他の電子や用装置製造業	***	X線装置製造業 区療用電子応用装置製造	他) 製造菜 電子応用装置製造業	善電池製造業 一次電池(乾電池、温電	電気照明器具製造業 電池製造業	毛 经·毛 风思 明 都 具 製 培 樂 新 保 製 店 製	その他の民生用観気機械 器具製造業	文料衛生関連機器製造業	ちゅう房機器製造業治量・午餐房油帯の製造	民生用電 以微製 器只製道 業
		313			319			31			310	中分類						303		302		
3133 3133	3131		3122	3191	01.10	3112	3111	2016	3100		2000	31	3039	3035	3033	3032	3031	00200	3022	3021	3019	3015
指体プロック製造業 所艇製造・修理業 鉛用機関型告業	船舶製造・修理業	船舶製造·修理業、舶用 機関製造業	鉄道車両用部分品製造業	等 注册 图 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2	が と で	動車車体・関	自動車製造業(二輪自動車を含む)	たの間の管理、他別的を済在動を行う事業所は自動車・同路屋具製造業	主として管理事務を行つ本社等	は 日		鄞	その他の附属装置製造業	山剛茲置製造業 表示装置製造業	外部記憶技置製造業	スーンナルコンパュータ 恒前報	また。 電子計算機製造業 (パー ソナルコンピュータを除	電ス日本版製造業電子計算機・同附属装置電法業		映像・音響機械器具製造 業 ビデオ機器製造業		
323					322				321				小分類	中分類		319			010	9		314
	3229	3224	3222	3221		3219	3212	1176		3209	3200	1	語分類	32 2	3199		3159	-	3151	3149	3141	1000000
製造業 時計・同部分品製造業 時計・同部分品製造業	ナップ・回関連品製造業その他の芸身具・装飾品	ボタノ製造業学・パン・ボック・ス	造化·装飾用羽毛製造業	接身具・装飾品製造業 (貴金属・宝石製を除く)	被撃兵・被奪出・将 ン・回駆連品製造業(金属・宝石製を際へ)	その他の貴金属製品製造業	貴金属・宝石製装身具 (ジュエリー) 附属品・ 同材料加工業	質の属・玉白製装材具(ジュエリー) 製品製造業	質金属・宝石製品製造業	その他の管理、補助的経 次并割を行え事業品	の製造業) 主として管理事務を行う 本計算	管理、補助的経済活動を 行う事業品(93) るのは		域域語は製造業	回転車・回部が高製造業他に分類されない輸送用機は旧画制法権	その他の輸送用機械器具製造業	その他の産業用運搬両・同部分品・附属品造業	ク・同部分品・附属品製造業	通来田原被半回・ 品・附属品製造業 フォークリフト	その他の航空機部分品・ 補助装置製造業	航空機製造業 航空機用原動機製造業	航空機・同附属品製造業